

4. 事務職員・学校司書の県単定員配当基準

1973年、私たち高教組がすすめてきた保護者負担軽減のとりくみの中で、これまで団体費等の私費で雇用されていた学校司書や現業職員を県費に切り替えさせることを対県交渉によって勝ち取りました。

それを機に、円滑な教育条件整備と学校運営の向上のために置かれたのがこの**県単配置基準**です。

(1974. 1. 1)

職 種 基 準		事 務 職 員		計
		事 務	司 書	
分校	5 学級以下	1		2
	6 学級以上	1		3
全日	6～17学級	1	1	4
	18学級以上	1	1	5

注) 県立学校の事務補佐員の業務見直しに伴う人材活用により、2008年4月1日から県立学校の事務補佐員の職は原則廃止。